

手話奉仕員養成事業実施要綱

1. 目的

聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行なうのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的とする。

2. 講習内容

手話講習会では、手話技術、聴覚障害者問題、聴覚障害者福祉等について講習する。

3. 対象者

- 一. 入門課程は手話学習経験のない全ての者を対象とする。
- 二. 基礎課程は入門課程修了者で高校生以上を対象とする。
- 三. 上級については高校生以上を対象とする。
- 四. 上記一から三を原則とするが、小中学生の受講希望者がある場合等は主催者と協会が協議のうえ受講の可否を決定する。

4. 講習課程及び単位

- 一. 入門課程は、原則として1単位2時間 24単位とする。
- 二. 基礎課程は、原則として1単位2時間 23単位とする。
- 三. 上級課程は、原則として1単位2時間 12単位とする。

5. 講師謝金、旅費等

講師派遣に係る経費は、1回あたり2時間で6,000円とする。講師は開催市町村在住の有資格講師を中心に派遣するが、講師がいない場合などは近隣市町村から派遣する場合もあり、その際の旅費については協会の定める基準とする。ただし、開催申請後に主催者と協会が協議のうえ決定するものとする。

6. 修了資格

- 一. 入門課程については23回目開講時に15回以上の出席をもって修了とみなす。
- 二. 基礎課程については22回目開講時に14回以上の出席をもって修了とみなす。

7. 修了証書

手話講習会修了者については、修了証書を交付するものとする。修了証書は様式第1号を原則とし、社会福祉法人大分県聴覚障害者協会理事長と主催者の連名を原則とする。修了証書については主催者が作成するものとする。

8. 講師

講師は大分県聴覚障害者協会の手話通訳認定試験合格者等や聴覚障害者の中から適当と認めた者を派遣することを原則とする。

9. 参加者名簿及び出席表

手話講習会参加者については様式第2号に必要事項を記載し、講習会開催後速やかに大分県聴覚障害者協会に提出するものとする。

修了証書を交付する際に講習会出欠表（様式第3号）を大分県聴覚障害者協会に送付するものとする。

なお、様式第2号については、手話講習会受講者の状況について協会の資料とするものであり、他の目的には使用しない。

10. 手話奉仕員への登録

聴覚障害者協会が定める手話講習会基礎課程を修了した者で、登録手話奉仕員研修会を受講した者は、「手話奉仕員」として大分県聴覚障害者協会に登録できるものとする。

但し、登録は満18歳以上の者とする。

11. その他

手話講習会の出席名簿等の管理については主催者が行い、協会は講師派遣業務の連絡調整を行なうものとする。

修了証書

殿

あなたは平成 年度

手話奉仕員養成事業入門課程を

受講し修了したことを

証します

平成 年 月 日

〇〇市

市長

社会福祉法人大分県聴覚障害者協会

理事長 西村 務

